

2021年8月30日

本社所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目 23 番 5 号
上場会社名 株式会社サニーサイドアップグループ
代表者 代表取締役社長 次原 悦子
(コード番号: 2180)
問合せ先 取締役 コーポレート本部本部長 相田 俊充
電話番号 03-6894-3232

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年8月30日付の取締役会決議において、2021年9月28日に開催予定の当社第36回定時株主総会に、定款の一部変更について下記の通り付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」施行により、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することが可能になりました。

これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症等のパンデミックおよび自然災害を含む大規模災害ならびに今後のデジタル社会への対応等を念頭に、株主総会の開催及び運営方法等の選択肢を拡大し、その状況に応じた方法を柔軟に検討していくことが株主の皆さまの利益につながることから、定款第13条第2項を追加いたします。

なお、本議案に基づく定款変更の効力発生は、当社第36回定時株主総会での決議に加え、株主の皆さまの利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

- (2) 取締役会による経営に対する監督の実効性を確保すること目的として、必要に応じて独立社外取締役を取締役会議長に選任すること等の選択肢を拡大するため、取締役会の議長が取締役社長に限定されている現行定款第23条を変更し、取締役社長以外の取締役が議長になることを可能といたします。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年9月28日（予定）
定款変更の効力発生日	2021年9月28日（予定）

3. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <u>2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>前項に定める取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

以上

(本件に関するお問合せ先)

株式会社サニーサイドアップグループ コーポレート本部 経営管理部 経営企画グループ TEL 03-6894-2241